

## 貸切バスを活用したプロモーション業務に係るQ&A（2022.4.13）

- Q 申請書の提出期限が「当面」となっているが、過ぎても大丈夫か。
- A 提出期限の令和4年4月28日を過ぎても受け付けますが、支払われる宣伝費が減額等される場合がありますので、お早めに提出をお願いします。
- Q 申請書の提出はFAXでも良いか。
- A 押印が必要であることや不鮮明となるため、郵送又はメールにて送付願います。
- Q 対象となる運行はどのようなものか。
- A 募集ツアーや団体旅行（修学旅行含む）等、基本的に利用者が限定されず、反復されない運行が対象となります。（スクールバスや従業員送迎等は対象外です）
- Q 同じ日に同じ車両で複数の利用者を運んだ場合、対象となるのか。  
例）午前にA団体輸送、午後にB団体輸送
- A A団体及びB団体両方で要件（チラシ配置・車内アナウンス等）を満たせば対象となります。
- Q 加算額まで含めて満額（1台当たり25,000円）対象としたい場合、チラシ配布を4回行えば良いのか。
- A お見込みのとおりです。（又はチラシ配布2回+県産品配布2回）
- Q 事業計画書の2 事業実施期間について、最終期日は令和4年6月30日で良いか。
- A お見込みのとおりです。
- Q 請求書（実績報告書）を提出してから、どのくらいで支払いを受けられるか。
- A 実施期間経過後（7月）以降、順次手続きを行いますので、改めてご連絡いたします。
- Q 加算額分を見込んで申請したが、基本額分（2回）しか実施できなかった場合、どのようになるか。
- A 基本額分（1台当たり15,000円）で請求書（実績報告書）を提出いただき、その分をお支払いたします。
- Q 申請時点より保有台数が増え、実施台数（申請額）を超えた場合、対象となるか。
- A 保有台数が増える際は、早めに当協会へご連絡下さい。